

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西宝珠花屏風線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
春日部市西親野井字浅間下一 四九番一地从先から 同市西親野井字浅間下一三〇 番一地从先まで		区 間
一一・二七〇 一一・二七〇	一一・六五〇 一一・八五〇	敷地の幅員 (メートル)
二六四・二〇〇		(メートル) 延 長
		備 考